

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処安平弾薬支処
会計科長 谷 秀治

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6ME91AN00040		6MG71AM8519 0001				6	
品名 または 件名							
消火ポンプユニット等保守点検役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
早来分屯地			営繕班（早来）				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
営繕班（早来）山田事務官・261			令和9年3月31日（水）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

安平弾薬支処 会計科事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。
入札日時場所：令和8年9月8日（火）9時30分 安平弾薬支処 教場

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- ア 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - イ 「入札及び契約心得」を厳守している者。
 - ウ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - エ 下記の「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。
- (2) 保証金等に関する事項
- ア 入札保証金は免除とするが、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
 - イ 契約保証金は免除とするが、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
- (3) 入札の無効
- ア 第1号で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - イ 入札に関する条項に違反した入札
 - ウ 入札金額、入札者の氏名及び押印が判別し難い入札又は押印省略した場合の責任者等の記載がない入札
 - エ 入札に遅刻又は途中退席した者の入札
 - オ 誓約した「暴力団排除に関する誓約事項」に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
 - カ 入札書下部余白に「当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と記載
- (4) 契約書作成
- 落札決定後、関係法令等に基づき契約書を作成し、役務請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排

除に関する特約条項を付する。

(5) 落札決定方式

ア 本要項第7項第1号に規定する入札参加資格をすべて満たした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、当該応札価格が予算決算及び会計令（昭和24年勅令第165号）第85条の規定により契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を下回った場合は、落札を保留し、必要な調査のうえ決定する。この場合、すべての応札者は官側が行う調査に協力するものとする。

イ 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(6) その他

ア 契約の成立時期は、契約書に双方が記名押印したときとする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札に参加する者は資格審査結果通知書（写）を提出すること。

エ 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。

オ 電報、電話及びFAXによる入札は認めない。

カ 郵便による入札を行う場合、安平弾薬支処会計科（担当：中村）に入札書送付の旨を必ず電話連絡し、2重の封筒それぞれに「入札書」（入札件名を記入）「在中」と明記し封印するとともに、内封筒に入札書を入れ、内封筒以外に第2項（2）同様の資格審査結果通知書（写）を同封し、入札実施の前日までに次項に示す入札に関する事項の担当へ必着させるものとする。この際、入札日前日（休日の場合はその前日）17時までに到着するように配達記録の残る方法で送付すること。（メール便可）

キ 郵便入札がある場合の再度入札に関しては、速やかに応札業者に対して再度入札執行日時を通知し、後日実施する。

ク 入札に関する事項の問合せ先

陸上自衛隊 安平駐屯地 安平弾薬支処会計科 （担当：中村）

TEL 0145-23-2231（内292）

FAX 0145-23-2233

ケ 仕様書に関する事項の問合せ先

陸上自衛隊 早来分屯地 早来燃料支処総務科営繕班 （担当：山田）

TEL 0145-22-2505（内261）

(7) 公告掲示場所及び期間

ア 掲示場所：安平駐屯地、札幌・千歳・苫小牧・恵庭各商工会議所、安平町商工会

北海道補給処ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>

イ 掲示期間：令和8年8月20日～令和8年9月8日

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官、陸上幕僚長又は契約担当官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

- (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号		6ME91AN00040																			
NO	調達要求番号		物品番号				単 位	数 量	単 価	金 額	銘 柄	納 地		指定							
	品 名						仕様書番号	使用期限等			引 渡 場 所		検査								
	部品番号 または 規格										搬 入 場 所										
	使用器材名										納 期			包装							
1	6MG71AM8519	0001					ST	1.00				早来分屯地									
	消火ポンプユニット等保守点検役務											営繕班（早来）									
	仕様書のとおり											営繕班（早来）山田事務官・261									
									6			令和9年3月31日									
					- 以 下 余 白 -																

仕 様 書

- 1 役 務 名：消火ポンプユニット等保守点検役務
- 2 役務場所：勇払郡安平町東早来番外地 陸上自衛隊早来燃料支処構内
- 3 役務概要：# 7 消火ポンプユニット（6ヶ月点検・1年点検） 1式
33 消火栓ポンプ（6ヶ月点検・1年点検） 1式
- 4 一般事項
- (1) 本仕様書は、早来燃料支処構内における「消火ポンプユニット等保守点検役務」について適用する。
- (2) 本役務は危険物取扱に関する規制を受けている施設であり、消防関係法令等を遵守し、安全確実に実施するとともに火災予防には万全を尽くすものとする。
- (3) 実施に先立ち、契約業者は役務工程表と共に関係書類を監督官に提出し、承認を得るものとする。
- (4) 本仕様書の内容に相違又は疑義等を生じた場合には、すべて監督官と協議し、監督官の指示により、関係法令及び部隊側の定めた規則に基づき行うこと。但し、契約金額及び工期の変更は行わない。
- (5) 本役務に使用する電気、機械工具等は、すべて契約業者にて準備すること。
- (6) 役務写真の撮影は、作業中及び作業後並びに隠ぺいとなる箇所、その他監督官の指示する役務写真の整理（A4縦サイズ）して提出する。
- (7) 役務場所及び許可された場所以外への無断立入り及び撮影は厳禁とする。
- (8) 役務終了に際しては、速やかに現場の後片付け、清掃等を行う。
- (9) 本役務により発生した廃棄物については、契約業者側において関係法令等に基づき適切に処分するものとする。
- (10) 役務完了後1年における役務実施上の不備による損傷等は、契約業者の負担として無償で修復しなければならない。

5 特記事項

(1) 点検対象機器

ア # 7 消火ポンプユニット（認定品 No. PB9-01-01号）

消火ポンプユニット		型 番
製造会社		株式会社 アルティア
内燃機関（エンジン）		電動機（モーター） ポ ン プ
型 式	6 D 2 4 T	型 式
燃 料	軽油 JIS 2 号	口 径
クラッチ型式	遠心クラッチ	吐出量
冷却方式	ラジエター式水冷	揚 程
総排気量	11,945cc	極 数
出力	141kW	製造者名
製造会社	三菱	東 芝

イ # 33 消火栓ポンプ（認定品 No. PUA2-03-04号）

機 器 番 号	K T K 5 0 5 C 5 . 5 T
形 式	F P U - 1
電動機（モーター）	製造会社 ポ ン プ
型 式	全閉外扇屋内形 型 式 M L C 8 1 1 7 Z
定格電圧	200V
定格電流	22.3A
周 波 数	50Hz
極 数	2P
出力	5.5kW
製造会社	富士電機

(2) 点検項目及び内容

ア 6ヶ月点検

(7) # 7 消火ポンプユニット

a 内燃機関（エンジン）

消防法第14条の3の2に基づく消防第48号（平成3年5月28日）別記11-3「泡消火設備点検表」による点検項目の内燃機関に記述する各項目の点検内容及び点検方法を準拠するとともにメーカ一等の推奨する点検を適正に行うものとする。

b 電動機の制御装置・電動機・ポンプ・呼水装置

消防法第17条の3の3に基づく消防告示第14号（昭和50年10月16日）別表第5「泡消火設備の点検基準」による1機器点検の点検項目（2）ア（ア）・（ウ）・（エ）・（オ）・（カ）に記述する点検内容及び点検方法を準拠し、適正に行うものとする。

その際、別表第5の点検基準2総合点検（1）ア（ア）に記述する点検項目の起動性能等についても点検確認を適正に行うものとする。

c 付属機器等

消火水槽（貯水槽）の水位電極及びバルブ類等の点検は、上記（2）点検項目及び内容のア（7）a、bに基づき、適正に行うものとする。

(4) # 33 消火栓ポンプ

a 電動機の制御装置・電動機・ポンプ・呼水装置

消防法第17条の3の3に基づく消防告示第14号（昭和50年10月16日）別表第2「屋内消火栓設備の点検の基準」による1機器点検の点検項目に記述する点検内容及び点検方法を準拠し、適正に行うものとする。

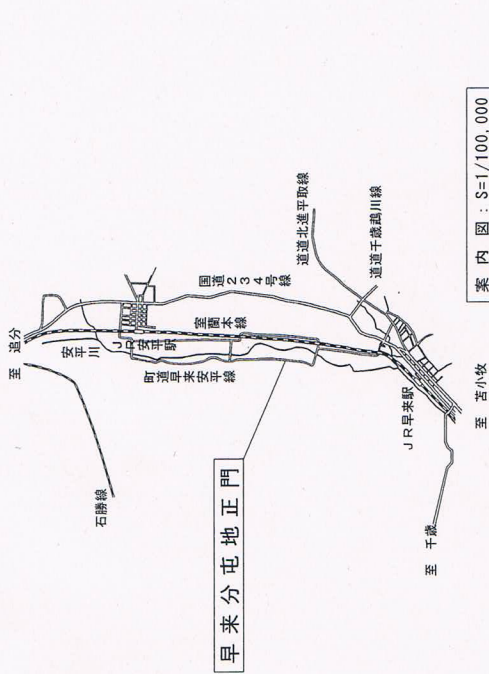
その際、別表第2の点検基準2総合点検（1）ア（ア）に記述する点検項目の起動性能等についても点検確認を適正に行うものとする。

件 名	消火ポンプユニット等保守点検役務	図 番	1 / 2
図 面 種 別	仕 様 書	縮 尺	
支 処 長	総務科長	営 繕 主 任	消防設備点検資格者
		営 繕 班 長	

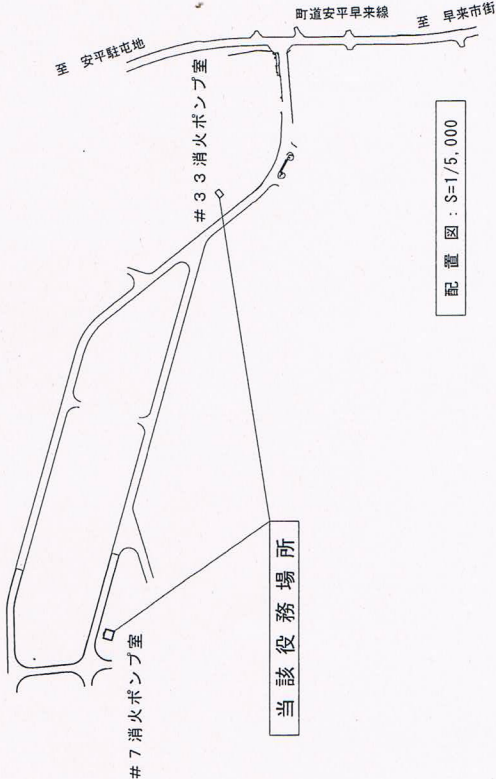
- b 付属機器
消火水槽（貯水槽）の水位電極及びバルブ類等の点検は、前記（2）点検項目及び内容のア（イ）に基づき、適正に行うものとする。
- イ 12ヶ月点検
(7) #7消火ポンプユニット
- a 内燃機関（エンジン）
消防法第14条の3の2に基づく消防危第48号（平成35年5月28日）別記11-3「泡消火設備点検表」による点検項目の内燃機関欄に記述する各項目及び消防法第17条の3の3に基づく消防庁告示第14号（昭和50年10月16日）別表第24、別記様式第24「非常電源（自家発電設備）」による点検項目の内容、方法を準拠するとともにメーカー等の推奨する点検等を適正に行うものとする。その際、エンジン本体のバルブクリアラランス点検、サーモスタット作動点検及び遠心クラッチ点検についても確実に行うものとする。
- b 電動機の制御装置・電動機・ポンプ・呼水装置
消防法第17条の3の3に基づく消防庁告示第14号（昭和50年10月16日）別表第5「泡消火設備の点検基準」による1機器点検の点検項目（2）ア（ア）・（ウ）・（エ）・（オ）・（カ）に記述する点検内容及び点検方法を準拠し、適正に行うものとする。
- その際、別表第5の点検基準2総合点検（1）ア（ア）に記述する点検項目の起動性能等についても点検確認を適正に行うものとする。
- c 付属機器等
消火水槽（貯水槽）の水位電極及びバルブ類等の点検は、前記（2）点検項目及び内容のア、イに基づき、適正に行うものとする。
- d 交換部品等

項目	部品等名称	規格等	数量	単位
ポンプ	グランドパッキン	90×119×14	5	個

- (イ) #33消火栓ポンプ
- a 電動機の制御装置・電動機・ポンプ・呼水装置
消防法第17条の3の3に基づく消防庁告示第14号（昭和50年10月16日）別表第2「屋内消火栓設備の点検基準」による1機器点検、2総合点検に記述する点検内容及び点検方法を準拠し、適正に行うものとする。その際、別表第2の点検基準2総合点検（1）ア（ア）に記述する点検項目の起動性能等についても点検確認を適正に行うものとする。
- b 付属機器等
消火水槽（貯水槽）の水位電極及びバルブ類等の点検は、前記（2）点検項目及び内容のア（イ）に基づき、適正に行うものとする。
- (3) 点検結果報告書
6ヶ月点検、1年点検をそれぞれ終了毎に、速やかに点検結果報告書を2部提出すること。
- (4) 本役務により使用する燃料（軽油）は官側にて支給するものとし、交換部品及び消耗品等については、契約業者の負担とする。



案内図：S=1/100,000



配置図：S=1/5,000

件名	消火ポンプユニット等保守点検役務	図番	2/2
図面種類	仕様書・案内図・配置図	縮尺	図示
陸上自衛隊早来燃料支処総務科営繕班		令和8年	8月3日